

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年九月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四地先まで	桶川市大字下日出谷字東耕地一番一 地 先から同市大字下日出谷字東耕地一 番	区 間
八・八〇〽三九・六〇	八・八〇〽三四・五〇	敷地の幅員 (メートル)
五三・六三		延 長 (メートル)
る。	桶川市下日出谷東特定土地区画整理事業によ	備 考